

# 特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

## 競技者資格規定

### (目的)

第一条 特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会が制定した憲章・規則などに準拠しパラ・パワーリフティングの健全な普及・発展を図るため、競技会参加会員となる選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規定を定める。

### (スポーツマンシップ)

第二条 スポーツとしてパラ・パワーリフティングを愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、パラ・パワーリフティングスポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意思を持つこと

2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会におけるパラ・パワーリフティングの地位向上に寄与すること。

3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

4 競技者は別途定める連盟登録選手行動規範を遵守すること

### (競技者の定義)

第三条 本規定の競技者とは、パラ・パワーリフティングの男女競技者をいう。

### (競技者の資格)

第四条 競技者は本連盟に選手登録をすることにより本連盟または本連盟の加盟団体および公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会が主催する競技会に参加することができる。

2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加してはならない。

### (賞金等の受け取り)

第五条 競技者が前項に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

2 競技者が受取りを辞退した場合はその賞金等は本連盟に帰属するものとする。

### (競技者の行為及び届出義務)

第六条 競技者は次の義務を負う。

(1) 競技会参加に際しては、競技用ユニフォームに、メーカーのロゴマーク、本連盟が許可した団体登録チームの名称マークのほか、連盟スポンサー名称、ロゴマークを付して競技すること。なお、この場合、表示については国際パラリンピック委員会の定めた競技規則に従うこと。

競技用ユニフォームに、個人スポンサー名称、ロゴマークを付する場合には事前に連盟の承認を得ること（但し、連盟スポンサーの業種重複を禁止する）。

(2) 選手が、次の行為を行う場合には、事前に本連盟に届出て承認を得なければならない。

① パラ・パワーリフティング競技の普及、発展を目的とした教室や講習会を主催すること。及び同目的で開催される教室や講習会に協力すること。

② 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること。

2 前項(2)の行為に関する諸経費については、以下を適用するものとする。

- (1) これにかかる報酬・謝金は、連盟が交渉権を持ち、支払われた報酬等に応じて連盟が競技者に支払いをする。
- (2) 諸経費に関する連盟と競技者との分配比率は、別途、理事会で協議の上決定する。

#### （肖像権）

第七条 競技者の肖像権は、原則として連盟に帰属し、競技者が自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）を企業ホームページ、テレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させる場合には、事前に連盟の承認を得なければならない。

2 連盟は、競技者の肖像等を次の場面に使用することができる。

- (1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づくアスリート等に認定され競技者が同意したとき
- (2) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び集団の肖像等を活用するとき
- (3) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。尚、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の分配については、その都度当該競技者と協議し決定する

（4）その他必要に応じて連盟と関係諸機関と協議する。

（違反競技者に対する処分）

第八条 本連盟の会員となった競技者が次の各項に該当すると認められたときは、別途行動規範に定める処分を受ける

- （1）第二条のスポーツマンシップに違反したとき
- （2）本連盟及び本連盟の加盟団体、日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、その他パラ・パワーリフティング競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に参加したとき
- （3）本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第六条の行為をしたとき
- （4）第七条の禁止される行為をしたとき
- （5）その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

（処分の内容）

第九条 本連盟登録選手が、競技者資格規定に違反したと認められた時は、理事会の決

定により処分を受ける。

2 監督もしくはヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて理事会は、次の処分

を行う事が出来る。

- （1）本連盟登録選手としての活動、行事に参加することを永久に停止する
- （2）5年以下の期間を定めた登録の停止。
- （3）競技会への出場停止
- （4）強化指定選手から外すこと。
- （5）文書による戒告
- （6）口頭による注意
- （7）その他、違反の程度に従った処分。

3 第一項、第二項、第三項の処分に際して、理事会は当該選手に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（不服審査会）

第十条 前条通告の後、二週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、理事会は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。
  - (1) 委員長
  - (2) 委員長が特に指名した者
- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者 2 名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第十一條 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構のスポーツ仲裁規則にしたがってなされる仲裁により解決されるものとする。

(改廃)

第十二条 本規則の改廃は、総会の決議により行う。

附則 1 本規定は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング登記の日から施行する。